

神奈川工科大学ボランティアビューロー活動推進実施要領

1 趣旨

この要領は「神奈川工科大学ボランティアビューロー（以下、ボランティアビューローという。）の事業運営のために神奈川工科大学の学生、教職員の専門知識、技術、経験等を活かしたボランティア活動を推進することを目的とする。

2 定義

この要領において「ボランティア活動」とは、神奈川工科大学の学生、教職員による個人、団体が行う活動のうち、地域貢献・連携センターが認めた活動をいう。

3 ボランティア活動への支援

ボランティアセンターは、ボランティア活動について、予算の範囲内で、ボランティア活動に参加する者の傷害保険及び賠償責任保険の保険料の負担、並びにボランティア活動の内容等を考慮したその他の支援をすることができる。

4 事業の実施方法

(1) 活動の範囲

神奈川工科大学が行う地域連携・社会貢献事業に関するものとする。

(2) 募集方法

学生課等との連携による広報誌（KAIT やニュースレター）や掲示板、ホームページを用い随時募集する。

(3) 登録について

ア 登録の種類

- ・ 個人
- ・ 団体

イ 登録の期間

登録後、登録者から登録抹消の申し出がない限り継続するものとする。

ウ 登録の方法

ボランティア台帳（別添の様式1）により登録するものとする。

エ 登録の受付

随時

オ 登録の抹消

登録者により、辞退の申し出があった場合、もしくはボランティアセンター長が、営業活動や宗教活動等不適切と判断した場合には登録を抹消

できるものとする。

(4) 申し込みの資格

神奈川工科大学の学生、教職員、その他地域連携・貢献センター長が適任であると認めた者。

(5) 経費

ア 交通費

イ 材料、用具等必要経費

(6) 補助及び報酬

原則として、補助及び報酬は交付・支給しないものとする。

(7) 保険

学生教育研究災害傷害保険を適用する。

(8) 受講

神奈川工科大学選択科目「社会参加とボランティア」の受講により、ボランティアについての概念や理論を学習したうえでの活動の場として推奨する。

5 その他

(1) 情報交換

ボランティア活動に必要な情報交換の場を設けるものとする。

(2) 個人情報の取り扱い

神奈川工科大学が定める個人情報の取り扱い規程に基づき取り扱うものとする。

(3) その他、必要な事項は地域連携・貢献センター長が定めるものとする。

附則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。